

## 令和4年第3回羅臼町議会定例会（第2号）

令和4年9月14日（水曜日）午前10時開会

### ○議事日程

- 日程第 1 議案第47号 令和4年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
- 日程第 2 議案第48号 令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 日程第 3 議案第49号 令和4年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算
- 日程第 4 議案第50号 令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算
- 日程第 5 議案第51号 令和4年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算
- 日程第 6 議案第52号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 7 議案第53号 町長、副町長及び教育長の給与及び旅費額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 8 議案第54号 工事請負契約の締結について
- 日程第 9 議案第55号 財産の取得について
- 日程第10 認定第 1号 令和3年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 2号 令和3年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第 3号 令和3年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第 4号 令和3年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第 5号 令和3年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第 6号 令和3年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 報告第 8号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 日程第17 報告第 9号 令和3年度決算に基づく資金不足比率の報告について  
(日程第10、認定第1号～日程第15、認定第6号及び日程第16、報告第8号並びに日程第17、報告第9号 8件一括)

- 日程第18 発議第 3号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書  
日程第19 各委員会閉会中の所管事務調査の件  
日程第20 議員派遣の件
- 

○出席議員（9名）

議長	10番	佐藤 晶 君	副議長	9番	小野 哲也 君
	1番	加藤 勉 君		2番	田中 良 君
	3番	高島 讓二 君		5番	坂本 志郎 君
	6番	松原 臣 君		7番	村山 修一 君
	8番	鹿又 政義 君			

---

○欠席議員（0名）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町 長	湊屋 稔 君	副 町 長	川 端 達也 君
教 育 長	石 崎 佳典 君	監 査 委 員	松 田 眞佐都 君
企画振興課長	八 幡 雅人 君	総 務 課 長	本 見 泰 敬 君
税務財政課長	対 馬 憲 仁 君	税務担当課長	飯 島 東 君
環境生活課長	長 岡 紀 文 君	保健福祉課長	福 田 一 輝 君
保健・国保担当課長	洲 崎 久 代 君	産業創生課長	大 沼 良 司 君
まちづくり担当課長	湊 慶 介 君	建設水道課長	佐 野 健 二 君
学 務 課 長	平 田 充 君	社会教育課長	野 田 泰 寿 君
会 計 管 理 者	鹿 又 明 仁 君		

---

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長	松 崎 博 幸 君	議会事務局次長	堺 勝 敏 君
--------	-----------	---------	---------

---

午前10時00分 開会

---

◎開 議 宣 告

---

○議長（佐藤 晶君） おはようございます。

ただいまの出席議員は9人です。定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会期中における議場内でのマスク着用並びに出入口3か所を開放といたします。ただし、発言時においては、一定の距離を確保した上でマスクを外すことも許します。

---

◎日程第1 議案第47号 令和4年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第1 議案第47号令和4年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

松原議員。

○6番（松原 臣君） 別冊資料の12ページ、子育て支援に関する経費の中で、第3子以降の出産祝い金、これ、前にも私、お話ししたのですけれども、これ、らうスキップが非常に使いにくいということを前にあれしたのですけれども、またこういうふうな形で出している。これ、少人数で、らうスキップでどれだけ経済効果があるかという、そんなにない、使い勝手が非常に、もらった人が悪いというお話聞いていますので、ぜひこれ、今後、ぜひらうスキップを除いて現金で渡していただきたいと、私はそう思いますけれども、いかがでしょう。

○議長（佐藤 晶君） 副町長。

○副町長（川端達也君） 今、松原議員から指摘されているとおり、以前から、このらうスキップの話が話題になっております。その関係で、庁舎内でもいろいろこの部分について話題にして、検討してきております。

その中で、やはり町としては、らうスキップは継続していきたいという思いがございます。というのは、子育て支援のための助成金として支援しておりますけれども、ほとんどの商店でらうスキップを利用できる、ほとんどのものが羅臼町内で購入できるというふう感じております。その中で、万が一、町内で買えないものがございましたら、10万円も現金で給付しておりますので、その10万円を活用していただければというふうに思っ

ておりますし、生活の一部のためのものだというふうに、支援しているものだというふう  
に感じておりますので、今後もこの部分については継続して、10万円の現金、それから  
10万円のらうスキップということで対応していきたいと思っておりますし、できるだけ  
羅臼町内で、少ない人数かもしれませんが、できるだけ羅臼町内で購入していただ  
きたいという思いがございますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（佐藤 晶君） 松原議員。

○6番（松原 臣君） それであれば、やはり半分半分ではなくて、せめて5万円とか3  
万円にするとか、何か工夫したほうがいいのではないですか。使い勝手が悪いということ  
は十分に承知の上でこういう案にしているのですから、町としての経済的な効果含めてや  
ろうとしているのであれば、もっと住民の立場になった感じで、この第3子は、なかなか  
今、子どもが少ない中で、第3子が生まれるというのはケースが少ないと聞いています  
し、ぜひこれ、私は改定すべきだというふうに思います。言っていることは理屈に合っ  
ているのですよ。だけど実際に住民がそれを求めているかという、求めているのです  
よ。そこら辺も、やはり行政側はきちんと今後、対策を考えてほしいと思えます。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 答えを求めますか。いいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第47号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第47号令和4年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり決定すること  
に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第1 議案第47号令和4年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原  
案のとおり可決されました。

---

◎日程第2 議案第48号 令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計  
補正予算

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第2 議案第48号令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険事  
業特別会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第48号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第48号令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第2 議案第48号令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第3 議案第49号 令和4年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正  
予算

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第3 議案第49号令和4年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第49号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第49号令和4年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第3 議案第49号令和4年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第4 議案第50号 令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別  
会計補正予算

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第4 議案第50号令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第50号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第50号令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第4 議案第50号令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第5 議案第51号 令和4年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第5 議案第51号令和4年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第51号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第51号令和4年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第5 議案第51号令和4年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第6 議案第52号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第6 議案第52号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第52号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第52号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第6 議案第52号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第7 議案第53号 町長、副町長及び教育長の給与及び旅費額並びに  
その支給方法に関する条例の一部を改正する条例  
制定について

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第7 議案第53号町長、副町長及び教育長の給与及び旅費額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定について、審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

松原臣君。

○6番（松原 臣君） まず、三つほど最初に聞きたいのですけれども、町長、副町長、2人が減給で100分の5ということを出しているのですけれども、この2人、町長はトップですから、町長だけでないということなののですけれども、副町長も減給すると、その理由を教えてください。

それから、もう一つは、100分の5、減給すると。その根拠、何で100分の5なのかということ。

もう一つ、これに当たって、約20年間で、5年間の分を消費税払うと。追徴金が約46万円というふうなお話でした。それについても、もう少し、細かいことはよろしいですので、その経緯と、向こう、根室局でしょうけれども、そこからどういういきさつでこれが分かって、そして、こっちは全然分からなかった、向こうから注意されて分かったというお話を聞いていますので、それをぜひお話してください。

○議長（佐藤 晶君） 副町長。

○副町長（川端達也君） まず1点目の、副町長の減給について、どうしてということだと思いののですけれども、この部分については、町長はもちろんでございますけれども、事務を担う行政の責任というのも副町長にはございますので、併せて町長と副町長、一緒に減給をしていきたいということでございます。

それから、100分の5の理由でございますけれども、これにつきましては、明らかに

その理由というのは特に、根拠というのは特にございません。これに基づいて、100分の5にした理由というのは、直近のこういうような事案が平成の20年にございました、直近でいくと。そのときに照らし合わせまして、参考にしたということになります。

それから、根室税務署との経過でございますけれども、資料にもございますけれども、令和3年9月、昨年9月に、税務署のほうから担当課のほうに連絡がございまして、一般会計の繰入れに対する特定収入について、ちょっと疑義があるということで問い合わせがありました。なので、それについてもう一度担当課のほうで調べるように指示がございましたので、その後、根室税務署といろいろと協議を進めてきております。最終的に申告誤りだというのが分かったのが、今年に入ってからでございます。根室税務署の指示に基づきまして、今年になって、夏頃だと思っておりますけれども、申告の訂正をさせていただいております。そういうような経過で、今回、追加納付と、延滞税の支払いをするということに決定させていただいております。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 松原臣君。

○6番（松原 臣君） 先ほど私、発言した延滞税ですけれども、49万6,000円と。46万円と、私、言いましたので、取り消したいというふうに思います。

そこで、行政ナンバー1とナンバー2ですから、もちろんナンバー1がトップですから、責任とるというような形で、それで、私は責任の重さが違うと思うのですよ。それで同じ金額というのはどうも納得できない。これ、町長が100分の10で、副町長が100分の5であれば、事例もないですから、私も100分の20にしるか30にしるかという話にはならない、私もその根拠というのは分からないので、今、聞いたら、根拠は特別ないと、事例もないと。また、こんな事例があったら困るのですけどね、かえって。だから、きっと町長と副町長と相談して、100分の5にしたのでしょけれども、やっぱり重い、トップがナンバー2と同じというのは、私、おかしいというふうに思うのですけれども、それについてお答えください。

○議長（佐藤 晶君） 副町長。

○副町長（川端達也君） 過去の事例を、平成20年の事例を参考にということで、先ほど説明させていただきましたけれども、事案の重さや関わり度によって、これは違ってくるのかなというふうに思っておりますけれども、今回の場合につきましては、金額のことで安い、低いはないのですけれども、町民に迷惑をかけたということは、金額の大小関係なく、迷惑をかけているということは一緒だと思っております。その中で、町長につきましても副町長につきましても、同じようなことで、この部分については認識を、経過報告を受けておりますし、副町長につきましても、やはり一番事務的なことを担っていく部分、責任をとっていく部分がございますので、やはり副町長の責任というのも大きいものだというふうに感じております。その中で、町長と相談しまして、今回のケースについては、平成20年の事案を参考にさせていただきながら、同じ率で減給ということで決めさ



せていただいたこととなります。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 松原臣君。

○6番（松原 臣君） これで最後にしたいと思うのですが、やっぱり責任のとり方として、ナンバー1とナンバー2は差があって、私、当然。だから責任の度合いが違うのであって、程度によってといっても、例がないのに、根拠もないのにそういうことを言われても、私、納得できないのですよね。その事業の程度、これ、程度、軽いわけではないでしょう。私、そう思っているのですよ。だから私はあえて、トップが本当に責任感じて、それで副町長も感じたということであれば、これ、数字には表れていますけれども、同じというのは、やはり私は、ここまできて、町長のほうが多くしますとか、副町長は少なくするという話にはならないと思いますけれども、ぜひこの点、ナンバー2とナンバー1の責任の重さは違いますから、これが平等だという責任とり方は、私はないと指摘して、終わりたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいまの松原議員の御指摘、深く受けとめたいというふうに思っております。

私自身も、今回の件は決して軽いことではないという認識は十分持っているつもりでございますが、実際にこういったことが起きてしまった、そのことに対して、何らかの形でしっかり責任の所在をはっきりさせる、また、町民に御迷惑をおかけしたということについては真摯に受けとめ、今後に生かしていかなければいけないというふうに思っております。確かに町長、副町長、責任のとり方は違うのではないかと御指摘がございました。そういった御指摘については、真摯に受けとめたいというふうに思います。実際にパーセンテージで表しておりますけれども、これを、例えば金額にすると、またちょっと変わってくる部分がございます。しかしながら、その部分というのはなかなか分からない部分でもありますし、また、それが10%が適当なのか、15%が適当なのか、30%がいいのか、その辺については、基準がない中で、前例にのっとって行わせていただいたということでございます。松原議員の御指摘を真摯に受けとめていきたいというふうに考えておりますし、今回につきまして、上程をさせていただいておりますので、このような形で進めさせていただければというふうに思っております。

○議長（佐藤 晶君） ほかにありませんか。

加藤勉君。

○1番（加藤 勉君） それでは、今の件に関連してでございます。

この問題については、企業会計である水道会計の消費税の見方が誤っていたということから端を発しているというふうに聞いてございます。

それで、どうも腑に落ちてこないところが何点かございます。

実はこれ、消費税の改正されたのは平成元年ですよ。今から34年前。3%で4月1

日からなっているのですよね、3%。次になったのは、1997年、平成9年、5%に上がっているのです。それから、2014年、26年の年なのですけれども、8%に上がっている。それと、2019年、令和元年ですけれども、10%と、軽減税率適用で8%になったということなのですよ。

水道会計がちょっと違っているのではないかということで、5年間の訴追を受けたわけですけれども、実はその5年間は、平成28年からですよ。そうすると、令和元年のときもそうだったし、それから、2014年、26年のときが、8%に上がったときが、そういう措置があったのかどうかというの、これもちょっと私、実態は分かりません。このときから間違っていたのか、あるいは最初から消費税の算定誤りだったのか。となると、34年間も見逃していた、あるいは税務署の指導もなかった。たまたま令和3年になってそのことが発覚をしたということですね、言ってみれば。そうすると、仮に2014年、26年のときに8%になったときに、そのことが措置されたのかどうか。要するにそういうことになったのかどうか、税法が変わって。多分、そうではないと思うのですよね。ただ8%に上げたただけだ、5%から8%に上げただけだとすると、実際問題、いつからだという話になるわけですね。あやふやなのですよ、この辺。どこから羅臼町として消費税の算定誤りがあったのかというのは見えてこないのですよ、この辺。例えば2014年、26年に8%に上げたときに、そういう措置があって、それを見過ごしたのであれば、26年からですよ。そうすると、今の町長は、改選されて、新人になったのが27年からです。ということは、26年であれば、前任者ですよ。そういう結果になってくるのですよ。そういうことはあり得るのかな、実際問題。古い事例をもって、新しい町長が責任をとる、早く見つければ見つかっただけ、別でしょうけれども、その時点で分からなくて、今まできて、そのときの町長がたまたま今の町長だった。それと、今の副町長だった。副町長というのは、令和になってからですからね、副町長になったのは。全く私としては腑に落ちない、その辺については、責任のとり方が全く違う。ということは、私は、この2人については、町長も副町長についても、一切、この適用を受ける必要はないというふうに考えております。

私はこの問題について、反対という形をとらせていただきたいと思います。

○議長（佐藤 晶君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいまの加藤議員の御発言であります。そういったお考えもあるうかと思いますが、この申請というのは毎年毎年行っていることですので。ですから、その都度、その都度、しっかり税務の計算も含めて、私どもがチェックをしないという指示をしっかりと出すべきものだったという反省でございます。ですから、過去に遡っていくといつからなのかというのは、今、なかなか調べようがなく、はっきりさせられないのは申し訳ございませんけれども、ただ、この間、私が町長として赴任をして、任せられてから、その辺をしっかりと指導できなかった、また、チェックを怠ってしまった、また、そういった計算の式があるということ、担当のほうをしっかり認識ができていな

かった、これは知識不足は否めないところだというふうに思っております。そこをしっかりと指導することができなかったことに対して、反省をしているところでございます。

○議長（佐藤 晶君） 加藤勉君。

○1番（加藤 勉君） 反省すべきことは反省すべきだと、私は思います、その時点では。そのこととこのことは大分違うのではないのかなというふうな気がしております。先ほど言ったように、これは職員の方、誰が担当だったか分かりませんが、多分、そのときは、消費税がなるときは、税務署と打ち合わせしているはずなのですよ、こういうときはどうなのだ、ああなのだと。その結果で、歴代、いいのではないのか、いや、これで今まで通ったのだから、いいのではないのか、こうなっていったのだらうと。その結果が、5年間、きたのだらうというふうに思いますよ。そうでなければ、税務署は早い段階で指導を受けたはずですよ、こんなにならない前に。ただ、税務署の指導を受けたのに、職員が握りつぶしていたということになると、これは大問題でありますけれども、そうではないと私は思っております。

そんなところで、この問題については、今後、ならないように十分注意をしていくという意味で、この条例は廃止をして、町長が自ら謝罪をしていく、町民に対して謝罪をするということで事足りるというふうに考えますが、その辺については答弁は要らないです。

○議長（佐藤 晶君） ほかにありませんか。

村山修一君。

○7番（村山修一君） 私も所管の委員会でいきさつについてお聞きをしました。本当に今回の税務署の対応については、いまいちすとんと落ちないというか、ただ、説明を受けた中でも、なかなか過去のいきさつが調べられないということでしたので、一応了解をいたしました。

ただ、責任のとり方の内容は別としまして、先ほど意見もございましたけれども、私は、行政の継続性を考えるときに、この件だけでなく、いろいろなことがあるのですけれども、ときの理事者が、発覚した時点で責任をとるということは当然のことだと思います。これはほかの事例でも、選挙によって首長が替わったりということはたくさんあるので、その時点で理事者である方が責任をとる。

ただ、今回のこの件の責任については、ちょっと一言あるのですけれども、最終的には、提案された、それなりに、先ほど説明もありましたけれども、町長なりに、この重要性を鑑みて結論を出したことだと思いますので、私は、今回の措置については賛成したいと思います。

○議長（佐藤 晶君） ほかにありませんか。

坂本志郎君。

○5番（坂本志郎君） 確認の意味で1点だけ。同僚議員が似た感じの質問もされていましたが、税務署との関係なのですから、今回の問題について、税務署から再点検をなささいというお話があったということなのですが、最終的に、点検をなささい、点

検し直しなさいというのは、税務署のほうで、あなたのところの消費税の申告、間違っていますよということが前提になっているはずなのです。これを再点検しなさいと言われて、町が気がついたのですか。それとも、最初から、根室税務署だと思うのですけれども、税務署が、これは間違っていますよということで動きが始まったのか、その点、まず1点、お聞かせください。

○議長（佐藤 晶君） 建設水道課長。

○建設水道課長（佐野健二君） 経緯につきましてのお話ですが、先ほど副町長からもお話あったとおり、税務署のほうからの問い合わせというのが、昨年9月にございました。そちらの内容というのが、このたびの特例制度になるのですが、こういう制度がありますが、それに基づいて行っておりますかという内容の問い合わせでございました。それをもとに、当町のほうで確認をして、それが特定収入に当たるのかどうなのかというところがいろいろと分からなかったものですから、それを税務署のほうといろいろ協議をさせていただいて、最終的に今年に入ってから、これは特定収入に当たるということで、確定をしたということで、このたびの修正申告が必要だということになったということでございます。

○議長（佐藤 晶君） 坂本志郎君。

○5番（坂本志郎君） そのところなのですね。税務署と相談して、この特定収入に入るのか入らないのかということ、消費税を払う側と消費税を徴収する側とが相談をするというのはあり得ないでしょう。普通は税務署が、これはもう完全に特定収入に入るのだという前提で、恐らく指導が入っていると思う。違いますか。だって支払うほうは、今まで何十年の間、同じやり方をしてきて、税務署はそれを容認していたわけでしょう、簡単に言えば。そうですね。それが突然、ここへきて、全国で幾つかこの例はあったのだけれども、突然、ここへきて、特定収入に該当するのではないかどうか、一般会計の繰入れは特定か不特定かという問題なのですが、突然、そういう言い方をして、それで、5年以前は時効だからいいと。5年分払えと。5年分については追徴金だと。こういうやり方というのが、本当に正しいのかどうなのかというのは、私、税務に詳しいわけでもないで、何とも言いようがないのですが、どうも税務署との関係で、不自然さを感じるのです。税務署のほうは指導する責任があるのです。間違っていたらば、何十年もこの地だっで続いているわけですから、この間、全くそのことを指導しないで、突然、今になってきて、5年遡れと。これは、税務署というのは上にあるのかもしれないけれども、お上なのかもしれないけれども、私はちょっと納得できない。

ですから、もう1点だけお聞きしますが、このことに対して、両方で話し合ったというふうに、課長、さっきお話ししていましたが、違うのではないですかと。過去何十年も放置しておいて、突然今になって、間違っているから5年分払え、延滞金も払えと、こういうことに対して、反論というか、こういう行為というか行動というのは一つでもあったのですか。

○議長（佐藤 晶君） 建設水道課長。

○建設水道課長（佐野健二君） 制度の中身につきまして、当会計のほうも認識していなかったというのは、今言われた、この部分が特定収入に当たる、当たらないということも含めて、知識不足だったということがまず根本にございまして、それをお話ししていく上で、これは当たりますねという形になっていったものですから、これは当たらないのではないかという反論的なお話ではなくて、要は会計の中身を確認をして、これが当たる、当たらないというのを確認をしながら協議を進めていったという形になってございます。

○議長（佐藤 晶君） 坂本志郎君。

○5番（坂本志郎君） 最後にしますけれども、税務のことはよく分からないというお話、前提でしてはいますけれども、知らないで何をしゃべっているのだという言われ方をされるかもしれませんけれども、繰入金が入るかどうか入らないかなどという問題は、いろはなのですよ、はっきり言えば。町が悪いということを行っているのではないですよ。税務署だって分かっているのですよ、こんなことは、完全に。それを、何か両方で相談をして、調整をして、それで町のほうの行政のほうが間違っておりました、そして修正申告をさせる。全く納得できません、このことに関しては。

これで終わりますけれども、あと、町長の100分の5については、そのときの責任者が一定の責任をとることは当然であります。私は認めます。ただし、承知しておきたいのは、約総額1,500万円、町民一人当たりになると三千二、三百円の損害です。そうですね、計算からいうと。このことだけは、我々も含めて、きちっと腹の中に入れておきたいと思います。

終わります。

○議長（佐藤 晶君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） なければ、これから、議案第53号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第53号町長、副町長及び教育長の給与及び旅費額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立多数です。

したがって、日程第7 議案第53号町長、副町長及び教育長の給与及び旅費額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例制定については、可決されました。

---

#### ◎日程第8 議案第54号 工事請負契約の締結について

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第8 議案第54号工事請負契約の締結について、審議いた

します。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから、議案第54号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第54号工事請負契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第8 議案第54号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第9 議案第55号 財産の取得について

---

○議長(佐藤 晶君) 日程第9 議案第55号財産の取得について、審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

鹿又政義君。

○8番(鹿又政義君) では、55号について、ちょっとお聞きをしたいと思います。

先般、この件について、ちょっとお聞きをしたのですが、その中で、財産取得の、この場合には、金額的に議会の議決が要するという説明はいただきました。そのとおりでと思うのですが、ただ、財産取得というのは、建物だけでなく、土地もついている、土地が下にあるということなのですよ。その部分の、土地を入れないでの財産取得というのは、何か理由があるのかどうか、その部分だけちょっとお聞きをしたいなと思います。

○議長(佐藤 晶君) 社会教育課長。

○社会教育課長(野田泰寿君) 建物取得には土地はつきものだろうという御質問でございます。

まず、地方自治法の第96条第1項第8号というものは、その種類、金額について、政令、法律で定める基準に従いまして、条例で定める財産の取得または処分について、議会が議決をしなければならないことを定めているものということでございます。

今回、不動産、建物では、町村では700万円以上のものが議決が必要と。土地については、1件、5,000平方メートル以上、売買代金では3,000万円以上のときは議会の議決が必要ということでございまして、それ未満であれば議会の議決は不要という解釈

のもと、今回は不動産、建物のみの議案上程をさせていただきました。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） 鹿又政義君。

○8番（鹿又政義君） 今、そういう流れの取得の方法というのは、今、聞いたのですが、何でこの金額、たとえ物と土地、これ、もしかしたら信組の土地ではないのかなというふうに、ちょっと自分は思ったりするものですから、財産取得ですから、そっこのほうの提案で、この建物の部分で、今、議会の議決ということで出てきているのですけれども、その部分で、もう一つ、何で土地というのがついているはずなのに、一緒に入れて財産取得でもできないのかなという、その理由がちょっと分からないので、何回も聞いているのです。その部分、お願いします。

○議長（佐藤 晶君） 社会教育課長。

○社会教育課長（野田泰寿君） 議案上程については、建物と土地、別々の議案上程になります。例えば、これが今回、5,000平方メートル以上のもの、または3,000万円以上であれば、議案でいえば、第56号として、土地の取得というところであるものでありまして、建物と土地、一緒に議案上程はしていないケースでございます。今回については建物のみでございますので、1件の議案上程ということで、御理解いただければと思います。

○議長（佐藤 晶君） 鹿又政義君。

○8番（鹿又政義君） 上程する側のそういう理由もあってということ、今、分かりましたけれども、この土地、上程にはなっていないのですけれども、建物の下の土地というのは信組の土地なのかどうなのかというのは、その部分だけはちょっとはっきりしたところを聞かせていただければと思います。

○議長（佐藤 晶君） 社会教育課長。

○社会教育課長（野田泰寿君） 先般の議会で補正予算を上げさせていただきました、議決もいただいてございます。土地については、釧路信組様の土地でございまして、補正額についても1,206万2,058円ということで、議決をいただいて、売買額として、補正をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） ほかにありませんか。

松原臣君。

○6番（松原 臣君） ちょっと1点だけ、今、土地と建物合わせると約7,000万円ですよね。これ、間違いないですね。6,000万円か、ごめんなさい。6,000万円。

それで、これ、とりあえず図書館としての環境整備が終わった、環境整備というか、図書館をつくるということに進むわけですが、今後、図書館の内部の、外部も一部あるのかどうか分かりませんが、今後、リフォームするのに、どのぐらい期間がかかって、どのぐらいの予算を見込んでいるのか、現時点で分かれば教えてください。

○議長（佐藤 晶君） 社会教育課長。

○社会教育課長（野田泰寿君） 現在、図書館の改修に係る基本設計と実施設計を発注してございます。基本設計を今、取り組んでございまして、今、業者さんと打ち合わせをしたりというところで、今、進んでございます。基本設計で概算工事費を出すということがねらいでございますが、月ごとに設計単価が変わる中で、なかなかペーパーとして、今段階で出すのは難しいのだというようなところでは、委託業者からはお話をされていますが、10月上旬には基本設計が上がる見込みということでございますので、内装、外装を含めて、お示しできるものができるのかなど。そのときには、変化はすると思いますが、概算工事費というのはお示しできるというふうに考えてございます。今現在では、ちょっとお示しできる額というのは、私、持ち合わせてございませんが、すみません。

○議長（佐藤 晶君） 松原臣君。

○6番（松原 臣君） 分かりました。

まだ1か月ちょっとあれば、また物価高、続いていますので、きっと課長言われたような予算よりオーバーするかも分かりませんが、しっかり予算組みをして、いい図書館をぜひつくっていただきたい。

以上です。

○議長（佐藤 晶君） ほかにありませんか。

村山修一君。

○7番（村山修一君） 私も、先ほど鹿又議員から質問がございまして、全く同じ趣旨で質問をいたします。

法律上は、土地と建物を分けるものは問題ないと。だからやりましたということ、そこまでは分かるのですけれども、通常、同じ持ち主の土地と建物を取得するに当たって、当然、両方の価値を数字で出しながら取引の交渉をすると思うのですね。どうも、どうして、確かに法律上は問題ありませんよというのは分かるのですけれども、どうしてそういう交渉の仕方になったのか、どうもいまいち、すんと落ちないのですね。先ほどの質問の趣旨も、多分、そうでないかなというふうに、私、違っていたらお許しいただきますけれども、そういうことで質問されていると思って、私も全く同じ思いで質問しているのですけれども、確かに許されることをして、その時点は、そのやり方は何ら問題はないのですけれども、なぜあえて分けてしまったのかなというのが、それぞれの価値、切り離せない中での交渉になると思うので、あるいは向こうからそういうふうにしてほしいということだったのか、また、ほかの理由があったのか、単なるやり方、通常、こうやってやっているから、そのとおりにやりましたということなのか、その辺、ちょっとはつきりしていただければいいのかなというふうに思います。

○議長（佐藤 晶君） 社会教育課長。

○社会教育課長（野田泰寿君） 売買交渉の、どうしてそういうふうな進め方をしたのだという御質問であります。



土地については、評価額というのがもう既に、うち、税務課がいるので、入手ができるというところなのですけれども、建物については、今般、鑑定士をお願いして、評価をしていただきました。その鑑定をもとに、お願いをしていった交渉の仕方をしたのは、議員懇談会等々でもお話をさせていただきましたが、取得をしても、銀行を図書館にする、リフォームといいますか、内部改修、当然必要になります。平成11年の建物でございますので、外側も傷みもあるだろうということで、取得後の改修費もかかるという中で、釧路の信組様と交渉のお話をさせていただいたところの中で、4,800万円ほどに落ちつきまして、土地と合わせて6,000万円というところに落ちついたというところでございます。評価額としては、ちょっと額までは申せませんが、非常に高い評価でございます。ちょっと取得後、そこにまた工事費をかけるという額ではございませんでした。そんな中で、うちの内情というか事情もお話ししていただきながら、御理解をいただいて、このような額に落ちついたというようなことでございます。なかなかうまく伝わらなかったらすみません。

○議長（佐藤 晶君） 村山修一君。

○7番（村山修一君） 少し内情が分かったので、一応これでやめますけれども、やはりもうちょっと当初からの説明をもう少し詳しくというか、具体的にお話しただければ、早くにすんと落ちたのかなというふうに思います。

これで終わります。

○議長（佐藤 晶君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第55号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第55号財産の取得について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第9 議案第55号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第10 認定第1号 令和3年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定  
について

◎日程第11 認定第2号 令和3年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計  
歳入歳出決算認定について

◎日程第12 認定第3号 令和3年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計歳入  
歳出決算認定について

- ◎日程第 1 3 認定第 4 号 令和 3 年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第 1 4 認定第 5 号 令和 3 年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第 1 5 認定第 6 号 令和 3 年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- ◎日程第 1 6 報告第 8 号 令和 3 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
- ◎日程第 1 7 報告第 9 号 令和 3 年度決算に基づく資金不足比率の報告について

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第 1 0 認定第 1 号令和 3 年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第 1 5 認定第 6 号令和 3 年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定について及び日程第 1 6 報告第 8 号令和 3 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、日程第 1 7 報告第 9 号令和 3 年度決算に基づく資金不足比率の報告についてまでの 8 件を一括議題といたします。

この説明に当たっては、議員各位から了承をいただいておりますので、総括表等で簡単に明瞭に説明をお願いいたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（川端達也君） ただいま一括上程されました認定第 1 号一般会計から認定第 6 号水道事業会計までの各会計の歳入歳出決算につきましては、別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付するものでございます。

説明につきましては、参考資料の資料 1 1 の総括表で簡潔に説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、参考資料の 2 2 ページから 2 3 ページをお開き願います。

総括表の上段、緑色の網かけは、前年度の決算数値であります。下段が令和 3 年度の決算数値となっております。

説明につきましては、各会計とも収入済額、不納欠損額、収入未済額、支出済額、歳入歳出差引残額とさせていただきます。

認定第 1 号一般会計でございます。

収入済額 6 億 4,379 万 9,521 円、不納欠損額 3 億 7 千 3 万 1,166 円は、主に町税の不納欠損でございます。収入未済額 1 億 1,497 万 1,700 円は、町税及び税外収入等の未納分でございます。支出済額は 5 億 9,418 万 9,877 円で、歳入歳出差引残額は 3 億 4,960 万 9,644 円の黒字決算となっております。

認定第 2 号国民健康保険事業特別会計。

収入済額9億6,828万1,866円、不納欠損額375万8,561円は、国民健康保険税の不納欠損でございます。収入未済額9,491万7,119円は、国民健康保険税の未納分でございます。支出済額は9億6,185万4,034円で、歳入歳出差引残額は642万7,832円の黒字決算でございます。

次に、認定第3号介護保険事業特別会計。

収入済額4億6,672万9,087円、不納欠損額114万8,100円は、介護保険料の不納欠損でございます。収入未済額1,057万3,588円、これは介護保険料の未納分でございます。支出済額は4億4,281万8,853円で、歳入歳出差引残額は2,391万234円で、黒字決算となっております。

次に、認定第4号後期高齢者医療事業特別会計。

収入済額7,237万1,314円、不納欠損額はありません。収入未済額99万8,900円は、後期高齢者医療保険料の未納分でございます。支出済額は7,174万3,283円で、歳入歳出差引残額は62万8,031円で、黒字決算となっております。

次に、認定第5号国民健康保険診療所事業特別会計。

収入済額2億1,660万6,233円、不納欠損額及び収入未済額はございません。支出済額は2億1,385万868円で、歳入歳出差引残額は275万5,365円の黒字決算となっております。

合計につきましては、それぞれ性格が違いますので、省略させていただきますが、全会計、黒字決算となっております。

続きまして、24ページから25ページになります。

認定第6号水道事業会計でございます。

収益的収入及び支出の収入の決算額は1億9,109万5,755円、支出の決算額は1億8,536万417円で、差引過不足額は573万5,338円となりました。

次に、資本的収入及び支出の収入の決算額は5,780万9,000円、支出の決算額は1億3,494万9,962円で、差引過不足額は7,714万962円の不足となり、この不足額につきましては、当年度の損益勘定留保資金で補填をしております。

続きまして、議案の1ページにお戻り願います。

報告第8号令和3年度決算に基づく健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、次のとおり報告する。

2ページをお願いいたします。

令和3年度決算に基づく健全化判断比率。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、令和3年度決算において、羅臼町の全会計が黒字決算でありますので、早期健全化基準及び財政再生基準には該当はありません。

次に、実質公債費比率につきましては、過去3か年における平均比率となっております。

て、前年度の7.8%に対しまして、本年度も7.8%で、公債費の元利償還金が、知床未来中学校建設事業の償還開始に伴い、増加しましたが、償還金の財源となる町税収入や普通交付税、臨時財政対策債も増額となり、分母となる標準財政規模も増加したことなどにより、対前年度比と同率となりましたが、早期健全化基準の25%、財政再生基準の35%のいずれも下回っているものでございます。

次に、将来負担比率につきましては、令和3年度の地方債の現在高が約55億725万円となり、昨年度に比べまして約5億3,450万円増加しておりますが、臨時財政対策債を除く町債の多くは主に過疎対策事業債であるため、元利償還金の7割分が交付税措置されることや、ふるさと納税等による寄附金の積み立てなど、充当可能財源である基金全体の総額が増加したことなどにより、該当はございません。

したがって、全ての比率につきましては、早期健全化基準値及び財政再生基準値を下回っているものでございます。

続きまして、3ページでございます。

報告第9号令和3年度決算に基づく資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、次のとおり報告する。

4ページをお願いいたします。

令和3年度決算に基づく資金不足比率でございますが、水道事業会計におきましても、令和3年度決算は黒字決算であり、資金不足を生じないことから、該当はありません。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりました。

ここで、11時15分まで休憩いたします。

11時15分、再開いたします。

午前11時02分 休憩

---

午前11時15分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第16 報告第8号令和3年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び日程第17 報告第9号令和3年度決算に基づく資金不足比率の報告については、受理いたしました。

お諮りします。

各会計の歳入歳出決算認定については、各常任委員会より2名、計4名で構成する羅臼町各会計決算特別委員会を設置し、この特別委員会に付託して審査することにしたと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、4人の委員で構成する羅臼町各会計決算特別委員会を設置し、この特別委員会に付託して審査することに決定いたします。

お諮りします。

ただいま設置されました羅臼町各会計決算特別委員会の委員の選任については、各常任委員会より2名を選出していただき、議長において指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

各常任委員会で委員の選任をお願いいたします。

総務民生常任委員会は正副議長室、経済文教常任委員会は第1委員会室をお願いいたします。

決算特別委員会委員選出のため、暫時休憩いたします。

午前11時16分 休憩

---

午前11時19分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま休憩中に、羅臼町各会計決算特別委員会委員が選出されましたので、事務局長から報告させます。

○議会事務局長（松崎博幸君） 羅臼町各会計決算特別委員会委員を御報告申し上げます。

総務民生常任委員会から、田中良議員、加藤勉議員。

経済文教常任委員会から、小野哲也議員、坂本志郎議員。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） ただいま事務局長より報告のとおり、指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり、羅臼町各会計決算特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

次に、委員会条例第7条第2項の規定により、本委員会において、正副委員長の互選をお願いいたします。

正副議長室をお願いいたします。

正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

午前11時21分 休憩

---

午前11時24分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

諸般の報告を行います。

休憩中に、本委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいりました。

羅臼町各会計決算特別委員会委員長に田中良君、副委員長に小野哲也君。

以上のとおり互選された旨、報告がありました。

田中良君。

○2番（田中 良君） 羅臼町各会計決算特別委員会委員長の田中良です。

ただいま本特別委員会に付託されました認定第1号から認定第6号の令和3年度目梨郡羅臼町各会計歳入歳出決算認定については、会期が本日までとなっておりますので、閉会中の継続審議の議決をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） ただいま羅臼町各会計決算特別委員会委員長から、閉会中の継続審査の申し出がありました。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第10 認定第1号令和3年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第15 認定第6号令和3年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでの6件を羅臼町各会計決算特別委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

#### ◎日程第18 発議第3号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第18 発議第3号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高島讓二君。

○3番（高島讓二君） 発議第3号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

令和4年9月14日提出。

羅臼町議会議長、佐藤晶殿。

提出者、羅臼町議会議員、高島讓二。

賛成者、羅臼町議会議員、坂本志郎、同じく村山修一、同じく松原臣。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書。

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給を担うとともに、本道特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、こうした北海道ならではの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

こうした中、社会資本整備を取り巻く環境は、激甚化・頻発化する自然災害や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等のリスク増大のほか、今後一斉に更新期を迎える橋梁等の公共施設の老朽化など、様々な課題を抱えている。

今後は、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域（生産空間）が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、防災・減災、国土強靱化に資する社会資本の整備を図ることが必要である。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、防災・減災、国土強靱化に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要である。

よって、国においては、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

#### 記

1 国土強靱化に資する社会資本の整備・管理が長期安定的に進められるよう、公共事業関係予算の所要額を確保するとともに、地域の実態に鑑み予算を重点配分すること。

2 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を確保するとともに、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めることが重要であることから、5か年加速化対策後も予算・財源を通常予算とは別枠で確保し継続的に取り組むこと。

3 新広域道路交通計画に基づき、高規格道路については、着手済み区間の早期開通、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間の4車線化といった機能強化を図ること。

また、高規格道路と並行する国道とのダブルネットワークの構築や道路の防災対策・無電柱化などによるリダンダンシーの確保を図ること。

4 橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の拡充を図ること。

5 地域の安全な暮らしや経済活動を支える基盤づくりのため、通学路の交通安全対策などの道路整備や除排雪を含む年間を通じた維持管理の充実が図られるよう、必要な予算を確保すること。

6 維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、公営住宅など公共施設の長寿命化について、すべての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。

7 冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化

すること。

8 日本海溝・千島海溝周辺型地震に備え、避難施設、避難路などの整備及び津波対策緊急事業について、必要な予算の確保、地方負担を軽減する財政支援の充実強化を図ること。

9 堤防整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するため、粘り強い堤防の整備に関する交付金制度の拡充や準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対応した財政、技術支援制度の創設など、「流域治水」の取組に必要な財政支援を更に強化すること。

10 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和4年9月14日。

北海道羅臼町議会議長、佐藤晶。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、発議第3号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

発議第3号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第18 発議第3号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において、関係機関に送付することに決定いたしました。

---

#### ◎日程第19 各委員会閉会中の所管事務調査の件

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第19 各委員会閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お諮りします。

各委員長から、委員会における調査について、会議規則第71条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の所管事務調査の通知が議長に提出されておりますので、承認したいと思いますが、御異議ございませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から提出された閉会中の所管事務調査の件は、承認することに決定いたしました。

---

◎日程第20 議員派遣の件

---

○議長(佐藤 晶君) 日程第20 議員派遣の件について議題といたします。

全国町村議会議長会主催の令和4年度町村議会広報研修会の内容については、お手元に配付のとおりであります。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付のとおり、派遣することに決定いたしました。

---

◎閉会宣告

---

○議長(佐藤 晶君) これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和4年第3回羅臼町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時36分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員